

広島市告示第23号

令和8年1月23日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営鶴見町第二駐車場	12区画	令和8年2月1日（日）午後5時から 同月2日（月）午後5時まで
	9区画	令和8年2月2日（月）午後5時から 同月3日（火）午後5時まで

2 休止する理由

平和大通り公園整備工事に伴う植栽作業に当たって、駐車場の一部区画（21区画中12区画及び21区画中9区画）への車両の入出庫ができなくなるため。